

番 号 : 150418

国 名 : フィリピン

担当部署 : 東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課

案件名 : XBRL導入にかかる能力支援のための情報収集・確認調査(金融情報システムに係る実現可能性)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 金融情報システムに係る実現可能性
- (2) 格 付 : 2号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2015年7月上旬から2015年10月上旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 1. 05M/M、現地 1. 67M/M、合計 2. 72M/M
- (3) 業務日数 :

国内準備期間	第一次現地派遣期間	国内業務期間	第二次現地派遣期間	国内業務期間	第三次現地派遣期間	帰国後整理期間
4日	20日	6日	16日	6日	14日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 6月17日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」 (http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 24点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 6点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務の経験 35点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 7点
 - ③語学力 14点
 - ④その他学位、資格等 14点
- (計100点)

類似業務	金融情報管理
対象国/類似地域	フィリピン/全世界(本邦含む)
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

- ・ フィリピン政府はインフラ、人材育成に加え、制度等改善 も含めた対策により投資環境整備を進め、同国経済の国際競争力を高め、外国投資の誘致、国内に蓄積されたりソースの投資への転換を図り、産業の育成、ひいては、雇用の創出等による包摂的な経済成長の達成を目指している。
- ・ 特に、金融セクターにおいては、様々な課題が取り込まれる中、包摂的な金融の達成に向けた取り組みが重視されており、効率的な資本市場の形成に向けた多国間の国債等決済システムの構築、金融市場規制・監督の改善に向けたシステム構築等に加え、会社法の改善による、家族・個人経営会社等まで含むより幅広い企業体の企業としての登録、雇用創出の促進などが進められている。
- ・ こうしたフィリピン政府の取組に対して、JICAはADBとの協調を前提として、関連技術協力の提供を含め、資本市場の発展に向けた開発政策支援型円借款の案件形成を実施している。
- ・ 同借款を通じてフィリピン政府が政策アクションを取り、JICAが協調融資により支援対象として想定している組織の1つが証券取引等委員会（Securities and Exchange Commission、以下「SEC」という。）であり、SECは企業及び資本市場にかかるインフラの強化と国際的標準・ベストプラクティスに基づく監督システムの維持管理を通じた自由、公正で競争的なビジネス環境の促進を目的として設置された監督機関であり、証券等規制法（Securities Regulation Code, R. A. 8799）により、会社法（Corporation Code/Law (PB68)）に基づく法人監督、証券取引等市場にかかる政策立案、法人登記にかかる申請、登録情報の認可、証券取引等の関連機関の監督等の権限・役割を有している。
- ・ SECの主たる業務のうち、法人登記に関連する業務について、SECの制度は米国の制度に準拠したものとなっており、各種調査レポートや財務諸表等の企業情報の開示は年間50万件にも上る。一方で、SECでは情報処理のためのインフラ等を初めとして、当該情報の正確性や国際会計基準の順守などを確認するに足る十分な機能・設備等を有していないのが現状である。
- ・ 背景の1つとして、SECの企業情報登録システムは、電子化されておらず、SECの業務効率の悪化要因となっている。また、登録後の情報も、企業間で登録の内容、フォーマット等が異なり、データ全体としての活用が難しい状況にある。
- ・ 上記の現状に加えて、フィリピン国内では、主に不正対策等の観点から、SECの追加的な監視権限等について国会審議等が行われており、今後もSECの役割への期待は高く、早期に将来的な資本市場の発展を見越した業務実施体制の効率化を図ることが喫緊の課題となっている。
- ・ かかる状況を踏まえ、SECはJICAへ支援要請を行った。SECとしては今後XBRL（eXtensible Business Reporting Language）の導入等の方策により、データベースへの継続的なデータ蓄積による規制機関としての活用及び外部への随時の情報提供を図っていく方針。なお、XBRLはIFRS（International Financial Reporting Standards：主要な国際財務報告基準）を策定しているIASB（International Accounting Standards Board）をはじめとする団体、企業が普及メンバーとなって普及を進めているもの。
- ・ 上記を踏まえ、今次調査では、XBRLの導入を中心にSECを支援することを決めるために、XBRL導入に関する国際的なプラクティス及びフィリピン国内のSECの情報システム及び周辺環境にかかる情報収集・確認を行う。本支援の考え方として、SECの情報システム整備がなされた場合、SECにおいて以下のような事項が可能となるとの方向性の下、情報収集・確認を実施する：①人的介入による事務リスクを伴わない効率的な電子情報処理、②情報の整合性の情報システムにおけるセルフチェック、③データ管理及び分析、④コンプライアンス確認作業の電子処理、⑤将来的な他機関へのXBRL拡張（または連携）可能性の確認（歳入庁（BIR）、フィリピン証券取引所（PSE）、フィリピン中央銀行（BSP）など）。

7. 業務の内容

- (1) 今次調査の目的： 今次調査は、上記開発政策支援型円借款案件に関連する技術支援の一環として、SECにおける企業情報システムの改善に向けたXBRLの導入にかかる、計画及び予算要求に関する能力強化を支援することを目的に情報収集・確認を行うもの。
- (2) 主たる業務対象機関（C/P機関）はSECであり、関係機関として財務省（DOF）、BIR、BSP、PSEなどが挙げられる。
- (3) SECでは、2016年度（予算年度：1-12月）以降、情報システム整備を進めるべく一定の予算確保を行う予定とのことであり、2016年度予算要求（主に2015年7-8月にかけて実施される見込み）に合わせて、今後のXBRL導入の基本方針、マイルストーン等を提言する。
- (4) 成果として以下の情報（・提言）が得られることを想定している。
 - ① XBRL導入によるSECの業務効率性及び規制能力の向上にかかる情報
 - ② （特にIFRSに関連して）タクソノミの策定に関する主要な情報、イシュー
 - ③ ITプラットフォームの要点
 - ④ 想定されるITソリューション
 - ⑤ 今後のXBRL導入を進める際に国際的なプラクティスに照らして必要となる事項、及び、比側の状況確認を踏まえた、比側で対応が可能な事項及び外部からの支援が必要な事項
 - ⑥ トレーニングによる能力強化・人材育成の必要性確認及びその概要（対象はSEC及び監視対象となり情報開示を行う企業関係者を想定）
 - ⑦ 予算要求されるべき費用及び実施スケジュール
- (5) 時系列の具体的な業務内容は以下のとおり。
 - ① 国内準備期間（2015年7月上旬）
 - (i) 関連資料の収集・確認。ワークプランの作成。
 - (ii) JICA本部との現地派遣前打合せ
 - ② 第一次現地派遣期間（2015年7月中旬～7月下旬）
 - (i) C/P機関(SEC)及びその他フィリピン側関係機関との協議、資料収集等に基づく情報収集、確認及び分析。
 - (ii) JICA事務所との打合せ、報告。
 - ③ 国内業務期間（2015年8月上旬～8月中旬）
 - (i) 関連資料の収集・確認。現地業務結果報告書（案）の作成。
 - (ii) JICA本部との現地派遣前後の打合せ、報告。
 - ④ 第二次現地派遣期間（2015年8月中旬～8月下旬）
 - (i) C/P機関及びその他フィリピン側関係機関との協議、資料収集等に基づく情報収集、確認及び分析。
 - (ii) JICA事務所との打合せ、報告
 - (iii) 現地業務結果報告書（案）（英文）を作成し、C/P機関に提出し、報告する。
 - ⑤ 国内業務期間（2015年9月上旬～9月中旬）
 - (i) 関連資料の収集・確認。現地業務結果報告書（案）の作成。
 - (ii) JICA本部との現地派遣前後の打合せ、報告。
 - ⑥ 第三次現地派遣期間（2015年9月中旬～9月下旬）
 - (i) C/P機関及びその他フィリピン側関係機関との協議、資料収集等に基づく情報収集、確認及び分析。
 - (ii) JICA事務所との打合せ、報告、及び、必要に応じて、日本大使館への概要報告
 - (iii) 現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P機関に提出し、報告する。

- ⑦ 帰国後整理期間（2015年10月上旬）
専門家業務完了報告書（和文）を作成し、監督職員に報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワークプラン（英文6部及びソフトコピー：JICA本部及び事務所、C/P機関）
現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。
- (2) 現地業務結果報告書（英文6部：JICA本部及び事務所、C/P機関）
記載項目は以下のとおり。
- ① 業務の具体的内容
 - ② 業務の達成状況
 - ③ 今後に向けた課題及び提言
- (3) 専門家業務完了報告書（和文3部）
記載項目は以下のとおり。
- ① 業務の具体的内容
 - ② 業務の達成状況
 - ③ 今後に向けた課題及び提言
 - ④ その他
- 体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、成田/羽田⇒マニラ⇒成田/羽田を標準とします。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は2015年7月12日～9月26日の間に3回、計50日間を予定しています。できるだけ早期の実施を希望しますが、業務完了時期については、ある程度の日程調整は可能です。

② 現地での業務体制

本業務従事者が単独で実施します。

③ 便宜供与内容

当機構フィリピン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舍手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）

エ) 通訳備上

なし

- オ) 現地日程のアレンジ
当機構フィリピン事務所が必要に応じアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料を当機構東南アジア・大洋州部東南アジア第五課
(TEL:03-5226-8959) にて配布します。
 - ・SECからの要請レター写し

(3) その他

- ①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度です
ので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上